

2 国民年金・厚生年金 届出・申出

被保険者の加入の届出

加入する被保険者の種類によって、届出者や届け出先等は、原則次のとおり。

- 第1号被保険者：本人が市区町村または住所地を管轄する年金事務所へ届出
- 第2号被保険者：勤務先事業主が年金事務所または共済組合等へ届出
- 第3号被保険者：配偶者の勤務先事業主が年金事務所または共済組合等へ届出

第1号被保険者

どんなとき（主なもの）	何を (提出書類)	どこに
20歳になった（ただし、厚生年金保険（共済年金を含む）加入者を除く）	被保険者資格取得届	市区町村または住所地を管轄する年金事務所（日本年金機構が20歳になったことを確認できるときは、届出不要）
海外居住から国内居住になり、第1号被保険者になった		市区町村または住所地を管轄する年金事務所
20歳から60歳前の期間に会社を辞め、第1号被保険者になった	被保険者種別変更届	市区町村または住所地を管轄する年金事務所
配偶者が65歳になった・離職等して、自身が第1号被保険者になった		
配偶者と離婚して、自身が第1号被保険者になった		
60歳になった（資格喪失）	（届出不要）	—
死亡した（資格喪失）	（届出不要）	※遺族が市区町村へ死亡届を提出する
第1号被保険者のまま海外居住となった	被保険者資格喪失届	市区町村または住所地を管轄する年金事務所

第2号被保険者・第3号被保険者

どんなとき（主なもの）	何を (提出書類)	どこに
事業所が加入	強制適用事業： 適用事業に該当する事業を始めた場合、または現在行っている事業が適用事業に該当した場合	新規適用届 【添付書類：法人事業所の場合】 <ul style="list-style-type: none">・法人（商業）登記簿謄本（コピー不可）・法人番号指定通知書（コピー） 【添付書類：個人事業所の場合】 <ul style="list-style-type: none">・事業主世帯全員の住民票（個人番号無、コピー不可）・公租公課の領収書（原則1年分：コピー可） 【口座振替による保険料納付を希望する場合】 <ul style="list-style-type: none">・保険料口座振替納付（変更）申出書
	任意適用事業所： 労働者の2分の1以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた場合	任意適用申請書 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none">・任意適用同意書（労働者の2分の1以上の同意を得たことを証する書類）・事業主世帯全員の住民票（個人番号無、コピー不可）・公租公課の領収書（原則1年分：コピー可）
	第2号被保険者となる従業員を雇った（適用除外者が適用対象となった場合も含む）	①被保険者資格取得届 ②第3号被保険者関係届（*1）
	従業員（第2号被保険者）が退職した（従業員が適用除外となった場合も含む）	被保険者資格喪失届 ※第3号被保険者の届出は不要。第2号被保険者と同時に資格喪失となる
	従業員（第2号被保険者）が配偶者を扶養した	第3号被保険者関係届（*1）
	被扶養配偶者が基準以上の収入になった、死亡した、配偶者と離婚した	第3号被保険者関係届（*1）
	被扶養配偶者が海外特例要件に該当した、非該当となつた	第3号被保険者関係届（*1）
	被扶養配偶者が、就職して第2号被保険者になった	被保険者資格取得届 …就職先の事業所 第3号被保険者関係届（*1） …配偶者の事業所

（*1）被扶養配偶者（となる者）が20歳以上60歳未満の場合